

2022年12月8日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 かんぼ 生 命 保 険
代 表 者 名 取締役兼代表執行役社長 千田 哲也
(コード番号：7181 東証プライム)

新規業務の届出について

株式会社かんぼ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 千田哲也、以下「当社」）は、本日、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第138条の2第1項後段の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対し、学資保険の改定を内容とする新規業務を行うことについて届出を行いました。新規業務の概要は別紙のとおりです。

本件新規業務は、令和5年4月以降の取扱開始を予定しています。

以上

新規業務の概要

1 趣旨

当社が販売している学資保険は、マイナス金利後の保険料の引上げにより、戻り率が魅力的な水準となっておらず、商品内容・価格の面で課題があります。この課題を解消するため、保険料率を見直して戻り率の改善を図ることとしており、この見直しにあわせて、保険料払込期間を短く設定し、保険料払込済年齢を10歳とする契約種類を新設します。

2 保険の内容

(1) 保障内容

ア 保険金等の支払

被保険者について、その者の生存中に保険期間が満了したことにより満期保険金若しくは被保険者が保険期間の満了前に死亡したことにより死亡給付金、又は被保険者の生存中に保険期間内の一定の期間が満了したことにより学資祝金を支払います。

(ア) 満期保険金は、保険期間満了年齢の別に、次のとおりとします。

A 17歳満期及び18歳満期

基準保険金額

B 21歳満期

基準保険金額の25%

(イ) 死亡給付金は、次のいずれか大きい額とします。

A 既払保険料相当額(すでに支払事由が発生した学資祝金や契約者貸付の元利金がある場合にはその金額を差し引いた額。以下同じとします。)

B 基本契約の積立金の額

(ウ) 学資祝金は、保険期間満了年齢の別に、次のとおりです(学資祝金付に限ります。)

A 17歳満期及び18歳満期

被保険者が満5歳8か月、満11歳8か月及び満14歳8か月に達した日の直後の12月1日に生存していたとき それぞれ基準保険金額の5%、10%及び15%

B 21歳満期

被保険者が年齢18歳、年齢19歳及び年齢20歳に達したとき基準保険金額の25%

イ 保険料の払込免除

保険契約者が死亡したとき又は保険契約者が基本契約の責任開始時以後においてかかった疾病若しくは受けた傷害により当社の定める重度障害の状態になったときは、将来の保険料の払込みを免除します。

(2) 保険期間等

ア 保険期間

契約日から被保険者が年齢17歳、年齢18歳又は年齢21歳に達する日の前日までとします。

イ 保険料払込期間

契約日から被保険者が年齢10歳に達する日の前日までとします。

(3) 保険金額制限

被保険者1人につき、満15歳以下で加入する場合は700万円、満16歳以上で加入する場合は1,000万円(被保険者が満55歳以上である場合で定期保険等に参加する場合は800万円)を上限とします。ただし、満20歳以上満55歳以下の被保険者について、加入後4年以上経過した保険契約がある場合、その4年以上経過した保険契約の保険金額と通算して2,000万円までを上限とします。

※ この基本契約の限度額は、旧簡易生命保険契約と通算します。

(4) 危険選択の方法

ア 保険契約者

医師による保険契約者の診査は不要ですが、保険契約者の健康状態

の告知が必要です。

イ 被保険者

医師による被保険者の診査及び被保険者の健康状態の告知は不要です。

(5) 保険料払込方法

ア 経路

窓口払込み又は口座払込みのいずれかとします。

イ 回数

分割払（月掛）とします。

(6) 返戻金

次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、当社の定める計算方法により返戻金を支払います。

ア 基本契約の解除

イ 保険契約者による解約

ウ 基本契約の失効

エ 保険金額の減額変更

オ 死亡給付金の免責事由の該当

(7) 契約者配当金

当社の定める方法により計算して支払います。

(8) 出生前加入制度

被保険者の出生予定日の 140 日前から契約できます。

なお、保険料払込済年齢を 10 歳とする契約種類には、上記(1)イ、(4)ア及び(8)を適用しないものがあります。

以上

かんぽ生命が届出を行った商品の概要について

2022年12月8日
かんぽ生命保険

かんぽ生命は、学資保険の改定について、本日郵政民営化法による届出を行いました。

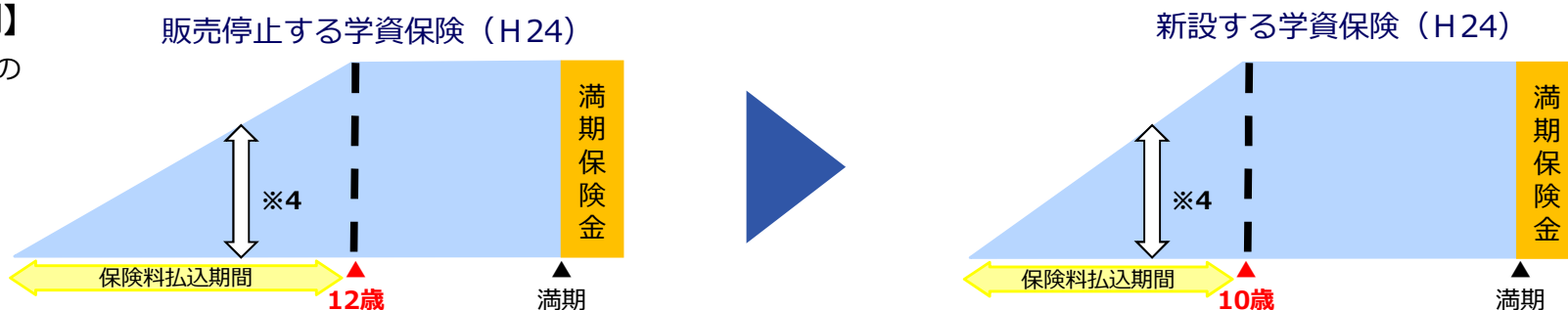
学資保険の改定の概要

- 10歳払込済の契約種類を新設する届出を行いました（なお、現在販売している12歳払込済の契約種類を販売停止します。）。
- 併せて、保険料率の引き下げを行うことにより戻り率^{※1}が向上します。
- このほか、次の商品改定を行います。
 - ① 保険料払込方法（経路）の見直し^{※2}
 - ② 契約者（女性）の加入年齢範囲の下限を18歳に変更
 - ③ 医療特約を付加する場合の基本契約の最低保険金額を50万円に引き下げ
- 改定後の取り扱いは、2023年4月以降の開始を予定しています^{※3}。

今回の商品改定案

【商品イメージの一例】

- 18歳満期学資祝金なしの契約種類のうち、保険料のお払い込みを早く終えるタイプ



【保険料額等の例示】

ご契約者：30歳
被保険者：0歳
基準保険金額：200万円
口座払込み
基本契約のみの場合

契約種類	ご契約者 性別	月払保険料額		戻り率	
		現行	改定後	現行	改定後
18歳満期 学資祝金なし	全期間払込				
	男性	9,760円	9,400円	94.8%	98.5%
	女性	9,740円	9,360円	95.0%	98.9%
21歳満期 学資祝金あり	12歳払込済⇒10歳払込済				
	男性	14,320円	16,460円	96.9%	101.2%
	女性	14,300円	16,440円	97.1%	101.3%
21歳満期 学資祝金あり	12歳払込済⇒10歳払込済				
	男性	14,240円	16,360円	97.5%	101.8%
	女性	14,220円	16,340円	97.6%	101.9%

ご留意事項

現在学資保険（H24）へご加入を検討されているお客さまにおかれましては、2023年4月以降の取扱開始までお申し込みをお待ちいただくことで改定後の商品にご加入いただけますが、その間におけるお客さまの健康状態の変化によってはご加入いただけなくなる場合があります。また、今回の商品改定案は現時点で確定したのではなく、取扱開始の正式決定後に別途ご案内をいたします。

※1 戻り率は受取総額（学資祝金額＋満期保険金額）÷保険料払込総額×100（小数点以下第2位を切り捨て）で計算しております。 ※2 団体払込みを選択できなくなります。 ※3 現在販売を停止している「学資保険（H24）（保険料払込免除なし型）」の販売を再開する予定はありません。 ※4 被保険者死亡時の給付金額（既払保険料相当額）です。